

学校法人嘉数女子学園沖縄女子短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 沖縄女子短期大学は、教育基本法及び学校教育法により、高等学校における教育の基礎の上に専門職業教育を行い、人格円満にて教養の高い社会人並びに教育者を養成し、もって文化の創造と社会の福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

第2章 学科、学生定員、修業年限及び在学年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学に、総合ビジネス学科及び児童教育学科を置く。

2 第1項の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

総合ビジネス学科 入学定員 60 人 (収容定員 120 人)

児童教育学科 入学定員 175 人 (収容定員 350 人)

(教育研究上の目的)

第3条 本学の設置する総合ビジネス学科、児童教育学科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 在学年限は、前項の修業年限の2倍を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず再入学、転入学を許可された学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び休業日)

第6条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで。

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで。

2 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 慰霊の日 6月23日
 - (4) 学園創立記念日 3月30日
 - (5) 春期休業日 3月1日から3月31日まで。
 - (6) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで。
 - (7) 冬期休業日 12月25日から1月5日まで。
- 3 休業中でも特に必要な場合は、授業をすることがある。

第4章 職員組織・教授会

(職員組織)

- 第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(教授会)

- 第8条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に事故があるときは、学長の指名する教員がこれを代行する。

(教授会の意見聴取)

- 第9条 学長は、次に掲げる事項について教授会の意見を聴いて最終決定するものとする。
- (1) 学生の入学・卒業・除籍及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 教員の人事に関する事項
 - (5) 教員の研究業績に関する事項
 - (6) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長自らが定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議すること及び学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- 3 学生に対する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は学長が別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第10条 授業科目は、共通科目及び専門教育科目に分ける。
- 2 授業科目及び単位数等は別表1のとおりとする。
- 3 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(教職課程等の授業科目)

- 第11条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専

- 門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門教育科目を置く。
- 2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表 2 の 1、別表 2 の 2 及び別表 2 の 3 のとおりとする。

(履修登録)

- 第 12 条 学生は、毎学年度の当初に、当該学年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を修得することはできない。

(授業期間)

- 第 13 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

- 第 14 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習及び実技のうち 2 以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して定めた時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修などを考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

- 第 15 条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況、その他によって認定の上、単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、本学の定める適切な方法により、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第 16 条 本学は、教育上有益と認めた場合には、他の短期大学又は大学との協議に基づいて、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することができる。
- 2 他の短期大学又は大学において履修し修得した単位については、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。この場合においては、本学が認定できる単位数は、前項及び第 17 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修等)

- 第 17 条 本学は、教育上有益と認めたときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科

目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 18 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学における授業科目の履修により修得したものは、本学の履修科目とみなして認定することができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、転学等の場合を除き、30 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 19 条 学生が職業を有している等の事情により、第 4 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第 6 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、退学、除籍

(入学の時期)

第 20 条 入学時期は、毎年 4 月とする。

(入学の資格)

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の志願手続き)

第 22 条 入学志願者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類

を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 前条に該当することを証明する書類又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長若しくはこれに類する者の作成した調査書
- (3) 高等学校を卒業した者で、正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(入学者の選考)

第 23 条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

- 2 入学選考の期日及び方法については、その都度これを定めて公示する。

(入学の許可)

第 24 条 入学は教授会の意見を聴いて学長がこれを許可する。

- 2 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び提出書類)

第 25 条 本学の選考に合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は、正当な理由がなく、第 1 項に規定する手続きをしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第 26 条 保証人は、入学者に関わる一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

- 2 本人もしくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

(再入学・転入学)

第 27 条 退学した者が再入学を希望した場合は、学長はこれを許可することがある。

- 2 他の大学等から本学に転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、学長が必要と認めた場合、教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

(休学)

第 28 条 病気その他事故等の理由により、引き続き 3 か月以上修学できない者は、休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 感染症その他により、他の者に迷惑を及ぼすと認められる者に対しては、学長は休学等を命ずることがある。
- 3 疾病その他の事故により休学しようとする者は、その理由を付して、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。
- 4 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続き 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第 29 条 休学期間を満了した者又は休学期間前にその事由の消滅した者は、学長に願
い出て許可された場合、復学することができる。

(転学科)

第 30 条 本学の学生で転学科を志願する者があるときは、学長は、学期の始めに相当
年次に転学科を許可することができる。

(転学)

第 31 条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、保証人連署の上、転学願いを提出
し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 32 条 退学しようとする者は、その理由を記した保証人連署の上、退学願を提出し、
学長の許可を得なければならない。一旦退学した者が、再入学を希望する場合も同様
である。

2 病気その他の理由で修学の見込みがない場合、又は他の学生に迷惑を及ぼすと認め
た場合には、学長は退学を命ずることがある。ただし、この場合は、その理由が止ん
だ時に本人の申し出があれば、学長が再入学を許可することがある。

(除籍・復籍)

第 33 条 次の各号に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- (1) 在学年限を超えて、なお修学のできない者
- (2) 第 28 条第 4 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 休学期間満了後、督促してもなお所定の手続きをしない者
- (4) 第 46 条に定められ金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

2 次の各号に該当する者は、学長が必要と認める場合、教授会の意見を聴いて、復籍
することができる。

- (1) 除籍された者が復籍を希望する場合は、学長が復籍を認めることができる。
- (2) 復籍を許可された者の納入金は、再入学の場合に準じる。

(その他)

第 34 条 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、退学に関して必要な事項は別
に定める。

第 7 章 成績考査及び卒業

(成績考査)

第 35 条 各教科の履修成績は、毎学期末、担当教員がこれを評価する。

2 評価は試験成績を主とし、出席状況、平常の学習状況又はレポート、論文等を加味
して定める。

3 成績評価に関する細則は、別に定める。

4 評価の結果は、秀、優、良、可、不可とし、不可の場合は履修したものと認めない。

(卒業・教育職員免許・諸資格)

第 36 条 本学に 2 年又は第 19 条により定める期間以上在学し、次の各号に掲げる単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- (1) 学則第 10 条第 2 項の別表 1 で規定する共通科目を 16 単位以上履修していること。
- (2) 学則第 10 条第 2 項の別表 1 で規定する専門教育科目を 46 単位以上履修していること。

卒業単位

共通科目	16 単位以上
専門教育科目	46 単位以上

- 2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前項に規定する卒業要件を充足し、かつ学則第 11 条第 2 項の別表 2 の 1 及び別表 2 の 2 で規定する教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 保育士資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、学則第 11 条第 2 項の別表 2 の 3 で規定する厚生労働大臣が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 児童厚生二級指導員資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、厚生労働大臣及び（財）児童健全育成推進財団が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 秘書士[㊦]、ビジネス実務士[㊧]、社会調査アシスタント及びプレゼンテーション実務士、観光ビジネス実務士の資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、全国大学実務教育協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 医事管理士、医療管理秘書士の受験資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、（財）日本病院管理教育協会及び一般社団法人医療教育協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 ピアヘルパー受験資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、日本教育カウンセラー協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 準デジタル・アーキビスト受験資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 9 各学科で修得できる免許状及び諸資格は以下のとおりである。

学 科 名	修得できる教育職員免許状及び諸資格
総合ビジネス学科	①秘書士 [㊦] ②ビジネス実務士 [㊧] ③社会調査アシスタント ④プレゼンテーション実務士 ⑤医療管理士 ⑥医療管理秘書士 ⑦ピアヘルパー ⑧観光ビジネス実務士 ⑨準デジタル・アーキビスト
児童教育学科	①幼稚園教諭二種免許状 ②小学校教諭二種免許状 ③保育士 ④児童厚生二級指導員 ⑤ピアヘルパー

(学 位)

第 37 条 前条第 1 項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第8章 特別学生

(委託学生)

第 38 条 公共団体又はこれに準ずる機関から、本学の特別科目について修学を委託された者がある時は、学長が必要と認める場合、教授会の意見を聴いて、委託学生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第 39 条 本学の正規課程以外の者で、一科目又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）がある時は、選考の上、学長がこれを許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 15 条を準用する。
- 3 科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 40 条 他の短期大学、大学との学術交流又はその他の協議に基づき、他の短期大学又は大学の学生が本学の授業科目の一部について履修を志願するときは、学長が認める場合、教授会の意見を聴いて、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 特別聴講生が履修できる卒業要件となる単位数は、15 単位を超えないものとする。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(留学生)

第 41 条 第 21 条の入学資格を有しない外国人に対して、本県所在の外国公館の推薦がある者は、学長が認める場合、教授会の意見を聴いて留学生としてこれを許可する。

(研究生)

第 42 条 本学を卒業した者、又は、これと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生は、指導教員を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。
- 3 研究成果の報告を怠り、あるいは、実があがらない場合は除籍する。
- 4 研究生に関する細則は、別に定める。

第9章 賞 罰

(奨学制度)

第 43 条 奨学のため本学に奨学制度を設ける。
奨学に関する規程は別に定める。

(褒章)

第 44 条 本学在学学生で、学業優秀、品行方正、皆出席その他学生の模範となる者に対して、これを褒賞することがある。

(懲戒)

第 45 条 本学の学生で学則に違反し、又は本学園の秩序を乱し、若しくは学生の本分に反する行為がある場合、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当の理由がなくて、出席状況が悪い者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒に関する手続については、学長が別に定める。

第 10 章 納 入 金

(学費)

第 46 条 学生は、次に掲げる納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(総合ビジネス学科、児童教育学科)

科 目	金額 (円)	前 期	後 期
入学検定料	30,000	———	———
入 学 金	120,000	入学時のみ	———
授 業 料	630,000	315,000	315,000
施設整備費	170,000	85,000	85,000

※ 1. 前期の納入期限は 3 月 5 日まで。

2. 後期の納入期限は 9 月 5 日まで。

- 2 第 19 条の規定により長期にわたり教育課程の履修を認められた者に係る授業料の額については、別に定める。
- 3 その他の費用を徴収する必要がある場合は、理事会の決議を得て学長がこれを告示する。
- 4 私費外国人留学生に対し、年額授業料の 30% の額を減免し、授業料の徴収については、前期・後期の納付額から、それぞれ 30% を減額した額を徴収する。私費外国人留学生授業料減免に関する規程については、別に定める。

(納入金の返還)

第 47 条 既に納めた授業料その他の学費は、事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、学費を納入し、入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く諸学費を返還することがある。

- 2 学費を納入した者が、学期開始前又は履修登録期間最終日までに休学した場合には、納入された金額から在籍料を控除した額を返還する。
- 3 学費を納入した者が、履修登録期間終了後に休学した場合には、納入金は返還せず、在籍料を免除する。

(納付期限)

第 48 条 諸費（授業料、施設設備費等）納入期限は、学園より告示される時はこれを優先する。

第 11 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 49 条 学生及び社会人の知識と教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 12 章 研 究 施 設

(研究施設)

第 50 条 本学に図書館及び教育実践研究支援センターを置く。

2 研究施設に関する規程は、別に定める。

(改廃)

第 51 条 学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて理事会で行う。

附 則

この学則は、平成 4 年 5 月 19 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 6 月 12 日から施行し、改正規定については、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 児童教育科第一部及び児童教育科第二部は平成 21 年 4 月 1 日から募集停止する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

[学則改正の沿革]

- | | | |
|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 1. 昭和 41 年 4 月 1 日 | 2. 昭和 42 年 2 月 23 日 | 3. 昭和 43 年 4 月 1 日 |
| 4. 昭和 44 年 4 月 1 日 | 5. 昭和 45 年 4 月 1 日 | 6. 昭和 47 年 4 月 5 日 |
| 7. 昭和 48 年 3 月 8 日 | 8. 昭和 49 年 4 月 1 日 | 9. 昭和 50 年 4 月 1 日 |
| 10. 昭和 53 年 4 月 1 日 | 11. 昭和 55 年 4 月 1 日 | 12. 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| 13. 昭和 58 年 4 月 1 日 | 14. 昭和 60 年 4 月 1 日 | 15. 昭和 61 年 4 月 1 日 |
| 16. 昭和 62 年 4 月 1 日 | 17. 平成 元年 4 月 1 日 | 18. 平成 2 年 4 月 1 日 |
| 19. 平成 3 年 4 月 1 日 | 20. 平成 4 年 4 月 1 日 | 21. 平成 4 年 5 月 19 日 |
| 22. 平成 5 年 4 月 1 日 | 23. 平成 6 年 4 月 1 日 | 24. 平成 6 年 7 月 1 日 |
| 25. 平成 7 年 4 月 1 日 | 26. 平成 8 年 4 月 1 日 | 27. 平成 9 年 4 月 1 日 |
| 28. 平成 10 年 4 月 1 日 | 29. 平成 11 年 4 月 1 日 | 30. 平成 11 年 12 月 16 日 |
| 31. 平成 13 年 4 月 1 日 | 32. 平成 14 年 4 月 1 日 | 33. 平成 15 年 6 月 12 日 |
| 34. 平成 17 年 4 月 1 日 | 35. 平成 18 年 1 月 1 日 | 36. 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 37. 平成 21 年 4 月 1 日 | 38. 平成 22 年 4 月 1 日 | 39. 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 40. 平成 24 年 4 月 1 日 | 41. 平成 25 年 4 月 1 日 | 42. 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 43. 平成 27 年 4 月 1 日 | 44. 平成 28 年 4 月 1 日 | |